

赤字は、平成 27 年に改正した箇所です。

景観形成基準（建築物以外）

行為の種類	各ゾーン共通
工作物 (太陽光発電設備・風力発電設備類を除く)	<ul style="list-style-type: none">・できる限り周辺への圧迫感や威圧感を与えず、周辺の景観と調和したものとしてください。・下田まち遺産が周辺若しくは背景にある場合は、まち遺産を阻害しないよう配慮してください。・周辺との調和に配慮した配色としてください。・鉄塔は、海岸や山並みなどの背景に調和した色彩としてください。
工作物 (太陽光発電設備・風力発電設備類)	<ul style="list-style-type: none">・景観を阻害する場所(尾根線上・丘陵地・高台・海岸線沿い等)での設置は避けてください。・公共の場所(公道・公園・浜辺・眺望点等)から、配置の工夫や植栽などにより見えない措置を講じてください。・下田まち遺産が周辺若しくは背景にある場合は、まち遺産を阻害しないような措置を講じてください。・色彩は、低明度かつ低彩度などといった落ち着いたものを使用し、低反射でできるだけ模様が目立たないものにしてください。
開発行為 宅地造成	<ul style="list-style-type: none">・既存樹木がある場合には、その保全及び活用又は代替緑化に努めてください。・周囲から目立たないように植栽を施してください。・現状の形状を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮してください。・国道 135 号など主要な道路から見える位置に擁壁を設置する際は、擁壁面への植栽や法面への緑化などの工夫により、無機質にならないよう配慮してください。 <p>また、伊豆石や自然石の使用に努めるとともに、自然石調等の仕上げの工夫により、周辺景観との調和に配慮してください。</p>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none">・採取地が周囲から目立たないように、採取位置及び採取方法を工夫するとともに、敷地内の既存樹木の保全や緑化などの措置に努めてください。・採取後及び採取中の景観が、周囲の景観と不調和にならないよう配慮してください。・採取後は、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観の復元に努めてください。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none">・屋外における物件の集積又は貯蔵は、周辺の景観を乱さないよう配置し、可能な限り高さを抑え、積み上げ方法等の工夫により、整然となるよう配慮してください。・周囲から目立たないように植栽を施すなどの工夫を行ってください。